

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B事業所における資格取得日を昭和46年10月27日とし、申立期間の標準報酬月額を同年10月は4万2,000円、同年11月は4万5,000円、同年12月及び47年1月は4万2,000円、同年2月及び同年3月は4万5,000円、同年4月は6万円、同年5月及び同年6月は6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月27日から47年7月1日まで
年金記録を照会したところ、A株式会社B事業所に勤務していた期間のうち、昭和46年10月27日から47年7月1日までの厚生年金保険の記録が無かった。入社当初は、同社C工場で研修を受けて厚生年金保険の被保険者資格を取得していたが、同社B事業所の開業準備のためD市に戻り、申立期間も継続して勤務していた。

当時の給料支払明細表において厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給料支払明細表により、申立人は、申立期間にA株式会社B事業所に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細表における給与総支給額から昭和46年10月は4万2,000円、並びに厚生年金保険料の控除額から同年11月は4万5,000円、同年12月及び47年1月は4万2,000円、同年2月及び同年3月は4万5,000円、同年4月は6万円、同年5月及び同年6月は6万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社B事業所は申立期間直後の昭和47年7月1日から厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間は適用事業所としての記録が無い。

しかし、A株式会社B事業所は、昭和46年10月27日から48年10月23日までE健康保険組合の適用事業所となっていることが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社を承継しているF株式会社は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間においてA株式会社B事業所は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年5月から5年6月までの期間、同年8月から6年3月までの期間及び8年10月から9年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月から5年6月まで
② 平成5年8月から6年3月まで
③ 平成8年10月から9年3月まで

平成8年11月か同年12月頃に、平成8年度の国民年金保険料の未納分を納付するように促す旨の通知が届いたので、学生時代の未納分と一緒に納付することとし、同年12月後半又は9年1月に、A社会保険事務所（当時）1階の担当職員にその旨を申し出て、職員が計算した金額四十数万円を全額現金で納付した。その際に、学生時代の分が時効になっているという話はされなかったし、結婚して仕事を辞めて住所も名前も変わったことも説明したが、第3号被保険者に切り替われば自分で保険料を納付しなくてもよいことについても説明されなかった。

職員はお金を確認後、納付状況がプリントされた紙を持ってきて未納だった期間の保険料が納付済みになったことを説明し、「未納だった部分はこれで全て納付済みになりましたね。良かったですね。安心してください。この紙が納付したことの証明になります。」と言い、私の年金手帳の裏表紙に四つ折りにして貼ってくれた。その職員は、四十代半ばから五十代ぐらいの男性であったと記憶している。

申立期間①及び②については国民年金保険料の納付済みに記録を訂正してほしいが、それが認められない場合には過誤納であったと訂正してほしい。また、申立期間③については納付した保険料を返金してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年12月後半又は9年1月に、A社会保険事務所1階

で申立期間全ての国民年金保険料として四十数万円を納付したと主張しているところ、納付したとする金額は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の合計額とおおむね一致している上、その述べている内容は具体的であり、申立人の夫及び母親の証言と符合するものの、それらを裏付ける当時のメモや日記などは無く、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成8年12月又は9年1月の時点において、申立期間①及び②については、時効により保険料を納付することはできない期間である上、申立期間③については、現年度分の保険料となることから、8年又は9年当時、社会保険事務所（当時）で領収することはできなかつた旨の回答をB年金事務所から得ている。

さらに、申立人は、A社会保険事務所での国民年金保険料納付時の状況について、「1階の窓口には担当職員と対面して座って相談できる場所がいくつもあったが、私は職員や相談者が沢山いる正面辺りではなく、職員や相談者が近くにいない右端の方のテーブルに案内された。」と述べているが、B年金事務所によれば、平成8年当時、国民年金課は2階にあり、国民年金の用事で来た方には2階へ行くように案内しており、「国民年金受付 徴収課 2階」という案内板も玄関口に設置されていたとのことであり、1階で納付したという申立人の主張とは符合しない上、申立期間当時のA社会保険事務所の平面図を見ても、同事務所の1階には申立人が案内されたというテーブルを設置するような場所は見当たらない。

加えて、平成21年12月25日に公表された社会保険庁（当時）の「国民年金保険料の時効後収納に関する調査結果について」によれば、A社会保険事務所では時効後に収納した事例は無い。

なお、平成19年9月発表の「社会保険庁職員による横領等事案調査結果」によれば、当該社会保険事務所では横領等事件の発生は確認されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成3年3月まで
申立期間について、まだ大学生であったので親が国民年金保険料を納付してくれた。

国民年金保険料は両親の分と一緒に納付書で納付していたが、会社に入社した時に納付済通知書を会社に渡してしまったので、その後に通知書がどこにあるのか分からなくなってしまった。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間の国民年金保険料を両親の分と一緒に納付書で納付したと述べているが、申立期間当時に居住していたA市及びその後に住居したB市においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿等の存在は確認できず、申立人が国民年金の被保険者資格を取得したことは確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料納付書は発行されないため、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は国民年金の加入手続きが行われれば交付を受けるはずの年金手帳を所持しておらず、交付を受けたかも覚えていないとしている。

さらに、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から同年12月までの期間、47年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び49年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から同年12月まで
② 昭和47年1月から同年3月まで
③ 昭和47年7月から同年9月まで
④ 昭和49年7月から50年3月まで

国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたので、片方だけが納付済みとなっている期間があることに納得できない。

もう一度確認してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付は全て申立人が行っていた旨申し述べているところ、申立人は既に死亡しており、申立期間当時の保険料納付状況等を聴取することができないことから、国民年金加入手続及び保険料納付状況等については不明である。

また、申立人夫婦は昭和51年3月28日にA県B市からC市に転居しているところ、転居前の夫婦の国民年金保険料の納付状況等を確認するため、B市がC市に対して照会を行い、同年4月5日付けで回答を受けているが、これによれば、申立期間①から④までについてはいずれも未納とされており、この時点では申立期間①から③までについては既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、C市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、同市におい

て申立期間④を含む期間に係る過年度納付書が発行された状況がうかがえるが、同名簿によれば、申立期間①から④までについては全て未納とされている上、夫婦共に昭和 52 年 5 月 26 日に申立期間④直後の 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、この時点で時効にかからない 50 年 4 月以降の保険料を納付したのものとも考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 7 月から同年 9 月までの期間、48 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 49 年 1 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 47 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 48 年 1 月から同年 9 月まで
④ 昭和 49 年 1 月から 50 年 3 月まで

国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたので、片方だけが納付済みとなっている期間があることに納得できない。

もう一度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人夫婦の国民年金の加入手続及び保険料の納付は全て夫が行っていた旨申し述べているところ、申立人の夫は既に死亡しており、申立期間当時の保険料納付状況等を聴取することができないことから、国民年金加入手続及び保険料納付状況等が不明である。

また、申立人夫婦は昭和 51 年 3 月 28 日に A 県 B 市から C 市に転居しているところ、転居前の夫婦の国民年金保険料の納付状況等を確認するため、B 市が C 市に対して照会を行い、同年 4 月 5 日付けで回答を受けているが、これによれば、申立期間①から④までについてはいずれも未納とされており、この時点では申立期間①から③までについては既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間となっている。

さらに、C 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、同市において申立期間④を含む期間に係る過年度納付書が発行された状況がうかがえるが、同名簿によれば、申立期間①から④までについては全て未納とされ

ている上、夫婦共に昭和 52 年 5 月 26 日に申立期間④直後の 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることを踏まえると、この時点で時効にかからない 50 年 4 月以降の保険料を納付したものとも考えられる。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について未納となっていた。

当時、私の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたので、私の記録が未納となっていることは理解できない。

申立期間①及び②について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、申立人及びその夫に係る A 市の国民年金被保険者名簿によれば、当該期間の夫の保険料は未納の記録となっている上、当該期間直後の昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る保険料の夫婦の納付日は一致していない。

また、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、いずれも申立人の申立期間①の国民年金保険料は未納となっており、オンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人及びその夫に係る国民年金被保険者名簿によれば、当該期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できるものの、当該期間直後の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る保険料の夫婦の納付日は 1 日異なっている上、これに続く期間である同年 7 月から同年 9 月までの期間に係る保険料の夫婦の納付日

は2か月以上異なっていることが確認できることから、当該期間について夫婦の保険料を一緒に納付していたとまでは考え難い。

また、申立期間②は、昭和58年度及び59年度にまたがる上、当該期間について、夫は国民年金保険料を6回納付していることが確認できることから、夫が申立人の保険料を一緒に納付していたとすれば、行政機関がこれほどの期間及び回数にわたり事務処理を誤ることは考え難い。

さらに、申立人の保険料を納付していたとする夫は、申立期間①及び②における国民年金保険料の納付方法等についての記憶が定かではなく、その納付状況は不明である。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない上、申立人の夫が申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

国の記録では、A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、昭和 43 年 10 月から 44 年 9 月までの標準報酬月額は 4 万 5,000 円となっているが、実際に支給された報酬は 9 万 5,000 円だった。また、同年 10 月の標準報酬月額は 6 万円、同年 11 月から 45 年 9 月までは 9 万 2,000 円、同年 10 月から 46 年 4 月までは 10 万円となっているが、実際に支給された報酬は 44 年 10 月から 46 年 4 月まで 30 万円だった。

当時の報酬は、社内請負制で出来高払だったが、社員としての身分を残しており、社会保険の届出等は会社の経理担当が行っていた。

申立期間の標準報酬月額の記録を、実際に支給された報酬に応じた額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険法では、第 20 条において標準報酬月額を定めており、昭和 40 年 5 月 1 日から 44 年 10 月 31 日までの標準報酬月額の最高額は 6 万円、同年 11 月 1 日から 46 年 10 月 31 日までの標準報酬月額の最高額は 10 万円であることから、これを超える報酬が支払われていたとしても、標準報酬月額が当該最高額を超えることは無い。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立人が、仕事の内容が申立人と同じで、社内請負制で申立人と同じ業務に従事し、報酬も折半していたとして名前を挙げた同僚 2 名の標準報酬月額は、申立期間において申立人と同額又は申立人より

も低額であることが確認できる上、申立人が名前を挙げた他の請負制の同僚4名の標準報酬月額も、申立期間において申立人とほぼ同額であることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、オンライン記録及びA株式会社が昭和45年4月1日に加入した厚生年金基金の申立人に係る加入記録と一致している上、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、B株式会社に照会しても、当時の関係書類は残っていないとしていることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年4月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社B営業所に勤務していた期間の記録が無かった。同社は社会保険完備の事業所であり、毎月の給与総支給額は40万円程度で、約4万円から5万円の社会保険料を控除されていたと思われることから、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社によると、申立人は平成5年1月20日から6年4月12日まで勤務していたとしていることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたと認められる。

しかしながら、A株式会社は、厚生年金保険の加入者を記録している同社の台帳に申立人の氏名は見当たらないとしている上、本人の希望があれば厚生年金保険に加入させない取扱いもあったとしている。

また、申立期間当時、A株式会社は、C厚生年金基金及びD健康保険組合に加入していたことから、同基金及び同組合に申立人の加入状況を照会したが、いずれも申立人の加入記録は無いと回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が一緒に勤務していたと述べている同僚についても、当該事業所において厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。